

地域防災計画 修正要旨 概要版

1.災害対策基本法の改正

(1)避難勧告及び避難指示の一本化

「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が『避難指示』に一本化され、また、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に名称変更されたことに伴う修正。

(2)広域避難に関する事項

都道府県や市町村をまたぐ広域避難についての記載を追加。被災状況を鑑み、必要があると認められる際には、都道府県をまたぐ際は都道府県間、市町村をまたぐ際は市町村間で協議の上、広域的に避難の受け入れを行うもの。

(3)個別避難計画の作成

避難行動要支援者に関する情報（氏名・生年月日・性別・住所・支援を必要とする理由等）及び避難行動支援者に関する情報（氏名・住所・連絡先等）を記載した個別避難計画の作成に努めることについて、記載を追加。また、「個別避難支援計画」を『個別避難計画』に名称修正。

2.新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(1)避難所における感染症対策

避難所における感染症対策時の必要占有面積について、記載を追加。一家族あたり、目安で3m×3mの1区画を使用し、1～2mの間隔を取ることとする。

(2)避難所開設・運営訓練の実施・(3)パーティション等の備蓄の促進

避難所に備えるべき設備として、「段ボールベッド」、「パーティション」の項目を追加。また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施についての記載を追加。

(4)応援職員等の感染症対策

発災時における受援体制の整備時や、被災市町村への職員派遣の際には、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底するよう、記載を追加。

3.その他最近の国の施策等を踏まえた修正

○災害対応業務のデジタル化の推進

システムを活用した災害データの収集・分析・加工・共有など、データ整備を図り、災害対応業務のデジタル化の促進に努めることについて、記載を追加。

○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

福祉避難所の指定及び受入れ対象者の公示についての記載を追加。また、指定した福祉避難所と個別避難計画で整合をとり、要配慮者の福祉避難所への直接避難に努めるよう、記載を追加。

○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

国、県、市町村、地元企業、住民等、あらゆる関係者が協働して「流域治水」を推進することについて、記載を追加。

○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

社会全体としての防災意識向上を目的として、正常性バイアス等の発災時に必要な知識の普及啓発を国、県、市で取り組んでいくことについて、記載を追加。

正常性バイアスとは……

人間が予期しない事態に直面した際、先入観や偏見が働き、その事態が「正常である」と認識してしまうこと。脳がストレスを回避するために、自然と起こる現象だが、1秒でも早い避難が必要な時には、危険な状況を招きかねない。

犬山市地域防災計画の修正について

I 犬山市地域防災計画修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第 16 条)

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第 42 条)

II 主な修正内容

1. 災害対策基本法の改正

(1) 避難勧告及び避難指示の一本化

<修正箇所>

- 風水害等災害対策編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 (ほか多数)
- 地震災害対策編 第1編 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 (ほか多数)

<新旧対照表>

- 風水害等災害対策編 p 1 (ほか多数)
- 地震災害対策編 p 2 (ほか多数)

■風水害等災害対策編

現行	修正後
<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報</u>(以下「<u>避難勧告等</u>」という。)等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿及び<u>個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>(以下「<u>避難情報</u>」という。)等<u>の行動を促す情報</u>に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>

■地震災害対策編

現行	修正後
<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周</p>	<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周</p>

現行	修正後
周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>緊急安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> の作成及び活用を図ること。

(2) 広域避難に関する事項

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等災害対策編 第3編 第2章 避難行動</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等災害対策編 p 27</p>
--

■風水害等災害対策編

現行	修正後
(新設)	第4節 広域避難
(新設)	<p>1 広域避難に係る協議</p> <p>(1) 市における措置</p> <p><u>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</u></p> <p>(2) 県における措置</p> <p><u>県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。</u></p>

(3) 個別避難計画の作成

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等災害対策編 第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■地震災害対策編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等災害対策編 p 13</p> <p>■地震災害対策編 p 19</p>

■風水害等災害対策編

現行	修正後
<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅲ)名簿の提供</p> <p>市は、本人から「犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」及び「個別避難支援計画」の提出を受け、避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、平常時から避難支援等関係者へ登録者名簿の提供を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅲ)名簿の提供</p> <p>市は、本人から「犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」及び「個別避難計画」の提出を受け、避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、平常時から避難支援等関係者へ登録者名簿の提供を行うものとする。</p> <p><u>オ 個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>(ア) 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u></p> <p><u>市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対して個別避難計画を提供することとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>その他、市は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個</u></p>

現行	修正後
<p>オ 個人情報保護 (略)</p> <p>カ 避難準備情報等の発令・伝達 (略)</p> <p>キ 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p>	<p><u>別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>カ 個人情報保護 (略)</p> <p>キ 避難情報の発令・伝達 (略)</p> <p>ク 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p>

■地震災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(1) 避難所における感染症対策

<修正箇所>	
■風水害等災害対策編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震災害対策編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等災害対策編	p 12
■地震災害対策編	p 17

■風水害等災害対策編

現行	修正後												
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等												
市における措置	市における措置												
<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p><small>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</small></p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p><small>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</small></p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積												
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積												
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積												
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積												
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積												
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積												

現行	修正後
<p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</u> <u>一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>

■地震災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施・(3) パーティション等の備蓄の促進

＜修正箇所＞	
■風水害等災害対策編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震災害対策編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
＜新旧対照表＞	
■風水害等災害対策編	p 13
■地震災害対策編	p 18

■風水害等災害対策編

現行	修正後
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等
市における措置	市における措置
<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u></p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 <u>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>

■地震災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

(4) 応援職員等の感染症対策

<修正箇所>			
■風水害等災害対策編	第2編 第11章	広域応援・受援体制の整備	
	第3編 第1章	活動態勢（組織の動員配備）	
■地震災害対策編	第2編 第10章	広域応援・受援体制の整備	
	第3編 第1章	活動態勢（組織の動員配備）	
<新旧対照表>			
■風水害等災害対策編	p 17、20		
■地震災害対策編	p 23、28		

■風水害等災害対策編

第2編 第11章 広域応援・受援体制の整備

現行	修正後
第2節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備
市における措置 (3) <u>防災活動拠点の確保等及び</u> 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。	1 市における措置 (3) 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u>

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

現行	修正後
第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請
市における措置 (4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	市における措置 (4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>

■地震等災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

3. その他最近の国の施策等を踏まえた修正

○災害対応業務のデジタル化の推進

<修正箇所>			
■風水害等災害対策編	第1編 第2章	基本的理念及び重点を置くべき事項	
■地震災害対策編	第1編 第4章	基本的理念及び重点を置くべき事項	
<新旧対照表>			
■風水害等災害対策編	p 1		

■風水害等災害対策編

現行	修正後
第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する <u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u>

■地震等災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

<修正箇所>	
■風水害等災害対策編	第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震災害対策編	第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等災害対策編	p 30
■地震災害対策編	p 34

■風水害等編

現行	修正後
第2節 要配慮者支援対策 1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。	第2節 要配慮者支援対策 1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>

■地震等災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

<修正箇所>	
■風水害等災害対策編	第2編 第2章 水害予防対策
<新旧対照表>	
■風水害等災害対策編	p 4

■風水害等災害対策編

現行	修正後
第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策
1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置	1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置
<u>(追加)</u>	<u>(4) 流域治水プロジェクト</u> <u>気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</u>

○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

<修正箇所>	
■風水害等災害対策編	第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上
■地震災害対策編	第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上
<新旧対照表>	
■風水害等災害対策編	p 18
■地震災害対策編	p 24

■風水害等災害対策編

現行	修正後
■ 基本方針	■ 基本方針
○ 国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。	○ 国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、 <u>正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にと</u> るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

■地震等災害対策編 ※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

風水害等災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
1-2-1	1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築すること。	1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築する <u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u>	防災基本計画 第1編第3章 (P6)
1-2-2	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、 <u>避難勧告</u> 等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示 <u>等</u> に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 また、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報</u> （以下「 <u>避難勧告等</u> 」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、 <u>避難情報</u> 等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「 <u>緊急安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> の作成及び活用を図ること。 また、 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> （以下「 <u>避難情報</u> 」という。）等 <u>の行動を促す情報</u> に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係
	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u>	防災基本計画 第2編第1章 (P6)

風水害等災害対策編 新旧対照表

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱														
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱														
1-3-2	1 市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(4) <u>避難の勧告、指示</u>を代行することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市	(4) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(4) <u>避難の指示</u>を代行することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市	(4) <u>避難の指示</u> を代行することができる。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係				
	機関名	内容														
市	(4) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。															
機関名	内容															
市	(4) <u>避難の指示</u> を代行することができる。															
2 県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(5) <u>避難の勧告、指示</u>を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(5) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(5) <u>避難の指示</u>を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(5) <u>避難の指示</u> を行う。	表記の整理等					
機関名	内容															
県	(5) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。															
機関名	内容															
県	(5) <u>避難の指示</u> を行う。															
1-3-3	3 指定地方行政機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測<u>及び</u>その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>、</u>水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) (3) 応急復旧 (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、</u> 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>並びに</u>警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)	
機関名	内容															
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、</u> 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)															
中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略)															
機関名	内容															
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)															
中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)															
1-3-9	5 指定公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) <u>電気供給施設</u>の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) <u>電気供給施設</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) <u>電力設備</u>の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)					
機関名	内容															
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) <u>電気供給施設</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)															
機関名	内容															
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)															

風水害等災害対策編 新旧対照表

第2編 災害予防		第2編 災害予防																		
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進																		
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携																		
2-1-4	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>フォローアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>フォローアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p>	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>レベルアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p>		表記の整理																
第2章 水害予防対策		第2章 水害予防対策																		
2-2-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 河川防災対策</td> <td>中部地方 整備局、 県、市</td> <td>1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 <u>(追加)</u> 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 予想される水災の危険の周知等 1(6) 水災害連携の連絡会・協議会</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 <u>(追加)</u> 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 予想される水災の危険の周知等 1(6) 水災害連携の連絡会・協議会	水防管理者	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 河川防災対策</td> <td>中部地方 整備局、 県、市</td> <td>1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 <u>1(4) 流域治水プロジェクト</u> 1(5) 河川情報等の提供 1(6) 予想される水災の危険の周知等 1(7) 水災害連携の連絡会・協議会</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 <u>1(4) 流域治水プロジェクト</u> 1(5) 河川情報等の提供 1(6) 予想される水災の危険の周知等 1(7) 水災害連携の連絡会・協議会	水防管理者	(略)		対策の追加
区分	機関名	主な措置																		
第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 <u>(追加)</u> 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 予想される水災の危険の周知等 1(6) 水災害連携の連絡会・協議会																		
	水防管理者	(略)																		
区分	機関名	主な措置																		
第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 <u>1(4) 流域治水プロジェクト</u> 1(5) 河川情報等の提供 1(6) 予想される水災の危険の周知等 1(7) 水災害連携の連絡会・協議会																		
	水防管理者	(略)																		

風水害等災害対策編 新旧対照表

第1節 河川防災対策		第1節 河川防災対策																		
2-2-2	<p>1 中部地方整備局、県及び市における措置 <u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 河川情報等の提供</u> (略)</p> <p><u>(5) 予想される水災の危険の周知等</u> (略)</p> <p><u>(6) 水災害連携の連絡会・協議会</u> (略)</p>	<p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p><u>(4) 流域治水プロジェクト</u> 気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</p> <p><u>(5) 河川情報等の提供</u> (略)</p> <p><u>(6) 予想される水災の危険の周知等</u> (略)</p> <p><u>(7) 水災害連携の連絡会・協議会</u> (略)</p>		対策の追加																
第3章 土砂災害等予防対策		第3章 土砂災害等予防対策																		
2-3-1	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を行う。</u> (略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。</u> (略)</p>		土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等																
<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1(1) <u>土砂災害危険箇所等の把握</u> 1(2) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム<u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第2節 土砂災害の防止	県	1(1) <u>土砂災害危険箇所等の把握</u> 1(2) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	市	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1(1) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(2) <u>山地災害危険地区の把握</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム<u>による情報提供</u> 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第2節 土砂災害の防止	県	1(1) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(2) <u>山地災害危険地区の把握</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>による情報提供</u> 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	市	(略)	
区分	機関名	主な措置																		
第2節 土砂災害の防止	県	1(1) <u>土砂災害危険箇所等の把握</u> 1(2) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																		
	市	(略)																		
区分	機関名	主な措置																		
第2節 土砂災害の防止	県	1(1) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(2) <u>山地災害危険地区の把握</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>による情報提供</u> 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																		
	市	(略)																		

風水害等災害対策編 新旧対照表

第2節 土砂災害の防止		第2節 土砂災害の防止	
2-3-3	<p>1 県における措置</p> <p>(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置付けることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	<p>1 県における措置</p> <p>(6) <u>避難指示</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<u>避難指示</u>の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置付けることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
2-3-4	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令判断につながる事項</u>を設定する。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令基準</u>を設定する。</p>	
第3節 砂防対策		第3節 砂防対策	
2-3-4	<p>1 中部地方整備局及び県における措置</p> <p>(1) 砂防事業</p> <p>集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防<u>えん</u>堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面<u>改良</u>、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p> <p>(3) 地すべり対策事業</p>	<p>1 中部地方整備局及び県における措置</p> <p>(1) 砂防事業</p> <p>集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防<u>堰</u>堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面<u>対策</u>、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p> <p>(3) 地すべり対策事業</p>	表記の整理

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p>土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化地域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、<u>地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備</u>を実施する。</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の<u>危険箇所</u>の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。</p>	<p>土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化地域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、<u>地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備</u>を実施する。</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。</p>	
	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	
<p>2-3-5</p>	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p><u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等</u>に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と県で協力してその旨を周知する。</p> <p>また、施設の名称、場所等を県及び市の地域防災計画に記載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。</p>	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p><u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と県と協力してその旨を周知する。</p> <p>また、施設の名称、場所等を県及び市の地域防災計画に記載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため</p>
	<p>第5章 建築物等の安全化</p>	<p>第5章 建築物等の安全化</p>	
	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p>	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p>	
<p>2-5-2</p>	<p>1 施設管理における措置</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>電気通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	<p>1 施設管理者における措置</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<u>(追加)</u>	<u>◆資料 2-86「災害時における相互連携に関する協定」</u>	協定の締結による追加
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	■基本方針	■基本方針	
2-6-1	○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u>	都市再生基本方針 (R2.9) 踏まえた修正
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
2-8-2	1 市及び防災関係機関における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	1 市及び防災関係機関における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、 <u>犬山市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u> 、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	防災基本計画 第2編第1章 (P22)
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
2-9-1	■ 基本方針 ○ <u>避難勧告等</u> は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難勧告等</u> を発令する。	■ 基本方針 ○ <u>避難情報</u> は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p>(追加)</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>○ 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	
	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備</p>	
2-9-1	<p>2 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
2-9-3	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係 水位周知海岸の指定

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p>ウ <u>「避難勧告等に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にすること。</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難<u>勧告等</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること。</p> <p>（略）</p> <p>（イ）土砂災害が発生するおそれのある土地（<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>に基づく土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区</u>等）</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる</u>必要があることにも留意すること。</p> <p>キ <u>避難勧告等</u>の発令基準等については、次の点に留意すること。</p> <p>（ア）<u>避難の勧告・指示</u>を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難勧告等</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示（緊急）</u>については、<u>必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高</u></p>	<p>ウ <u>「避難情報に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にすること。</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難<u>情報</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること。</p> <p>（略）</p> <p>（イ）土砂災害が発生するおそれのある土地（<u>土砂災害防止法</u>に基づく土砂災害警戒区域等）</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ <u>洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する</u>必要があることにも留意すること。</p> <p>キ <u>避難情報</u>の発令基準等については、次の点に留意すること。</p> <p>（ア）<u>避難の指示等</u>を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難情報</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示</u>については、<u>災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生</u></p>	<p>表記の整理</p>
--	---	--------------

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p>2-9-4</p>	<p><u>い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。[警戒レベル5] 災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(1) 土砂災害に係る<u>避難勧告等</u>については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害<u>警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)</u>等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、土砂災害が<u>発見された場合は</u>、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域における<u>災害の発生</u>であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、<u>ただちに</u> [警戒レベル5] <u>災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行する</p>	<p><u>する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(1) 土砂災害に係る<u>避難情報</u>については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の<u>危険度分布</u>等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、土砂災害の<u>発生が確認された場合や、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当)が発表された場合は</u>、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] <u>緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するた</p>	
--------------	---	---	--

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p>ための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、<u>避難勧告等</u>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>めの役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、<u>避難情報</u>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
2-9-4	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難勧告等</u>を行う基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難情報</u>を行う基準及び伝達方法 (略)</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
2-9-5	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置 (2) 避難のための知識の普及 市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p>	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置 (2) 避難のための知識の普及 市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係
2-9-6	<p>(ア) <u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とすること。</p> <p>(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。)</p> <p>(ウ) <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身</u></p>	<p>(ア) <u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u></p> <p>(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。)</p> <p>(ウ) <u>洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存す</u></p>	

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p><u>が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと。</u></p> <p>(エ) 市長から〔警戒レベル5〕<u>災害発生情報</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は<u>命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u></p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p><u>る自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。</u></p> <p>(エ) 市長から〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は、<u>命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。</u></p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>工業標準化法の改正に伴う修正</p>
<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>		<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>		<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>	
<p>2-10-2</p>	<p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p>	<p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記（「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラ</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u> <u>(追加)</u></p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一 가족が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一 가족)の距離は1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>イン)</p> <p>防災基本計画 第2編第1章 (P39)</p>
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>													
<p>2-10-4</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 エ 避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者登録名簿の作成・整</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 エ 避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者登録名簿の作成・整</p>													

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p>備 (略)</p> <p>(Ⅲ)名簿の提供 市は、本人から「犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」及び「個別避難支援計画」の提出を受け、避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、平常時から避難支援等関係者へ登録者名簿の提供を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>備 (略)</p> <p>(Ⅲ)名簿の提供 市は、本人から「犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」及び「個別避難計画」の提出を受け、避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、平常時から避難支援等関係者へ登録者名簿の提供を行うものとする。</p> <p><u>オ 個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>(ア)個別避難計画の作成</u> 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p><u>(イ)避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> 市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対して個別避難計画を提供することとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 その他、市は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(ウ)個別避難計画と地区防災計画の整合</u> 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 14 第 3 項 関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項、第 49 条の 16 及び第 49 条の 17 関係</p> <p>防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P12)</p>
--	--	--	--

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p><u>オ</u> 個人情報保護 (略)</p> <p><u>カ</u> 避難準備情報等の発令・伝達 (略)</p> <p><u>キ</u> 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	<p><u>カ</u> 個人情報保護 (略)</p> <p><u>キ</u> 避難情報の発令・伝達 (略)</p> <p><u>ク</u> 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>																			
	<p>第11章 広域応援体制の整備</p>	<p>第11章 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>表記の整理</p>																		
<p>2-11-1</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="264 1157 1093 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>資料の整備</u></td> <td>市</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>広域応援体制の整備</u></td> <td>市</td> <td><u>1</u>(1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u>(2) 応援協定の締結等 <u>1</u>(3) <u>防災活動拠点の確保等及</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>資料の整備</u>	市	資料の整備	第2節 <u>広域応援体制の整備</u>	市	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める</u>ものとする。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1149 1157 1977 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u></td> <td>市</td> <td><u>1</u> 資料の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td><u>2</u>(1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u>(2) 応援協定の締結等 <u>2</u>(3) 受援体制の整備 <u>2</u>(4) <u>訓練、検証等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	市	<u>1</u> 資料の整備		市	<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備 <u>2</u> (4) <u>訓練、検証等</u>	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>資料の整備</u>	市	資料の整備																			
第2節 <u>広域応援体制の整備</u>	市	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u>																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	市	<u>1</u> 資料の整備																			
	市	<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備 <u>2</u> (4) <u>訓練、検証等</u>																			

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>び</u>受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災関係機関</td> <td>2 応援協定の締結等</td> </tr> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 警察災害派遣隊等</td> </tr> </table>			<u>び</u> 受援体制の整備		防災関係機関	2 応援協定の締結等	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊		県警察	2 警察災害派遣隊等			
		<u>び</u> 受援体制の整備														
	防災関係機関	2 応援協定の締結等														
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊														
	県警察	2 警察災害派遣隊等														
	<table border="1"> <tr> <td>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等</td> </tr> </table> <p><u>(追加)</u></p>	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等												
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等														
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災関係機関</td> <td>3 応援協定の締結等</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援・<u>受援</u>体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察</td> <td>2 警察災害派遣隊等</td> </tr> </table>					防災関係機関	3 応援協定の締結等	第2節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊		警察	2 警察災害派遣隊等	
	防災関係機関	3 応援協定の締結等														
第2節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊														
	警察	2 警察災害派遣隊等														
			<table border="1"> <tr> <td>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等</td> </tr> <tr> <td>第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u></td> <td>市</td> <td>1 <u>防災活動拠点の確保等</u></td> </tr> </table>	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等	第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	市	1 <u>防災活動拠点の確保等</u>							
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等														
第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	市	1 <u>防災活動拠点の確保等</u>														
	第1節 資料の準備		第1節 広域応援・受援体制の整備													
2-11-1	市における措置		1 市における措置													
	第2節 広域応援体制の整備		(削除)													
2-11-1	<p>(1) 応援要請手続きの整備</p> <p>市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定の締結</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>なお、県は、次の協定を締結している。</p>	<p>(1) 応援要請手続きの整備</p> <p>市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定の締結</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>なお、県は、次の協定を締結している。</p>	第2節（防災活動拠点の確保等を除く）を第1節へ整理及び表記の整理													

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p>①災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）</p> <p>②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>イ 技術職員の確保</p> <p>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u></p> <p><u>ア 防災活動拠点の確保等</u></p> <p><u>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u></p> <p><u>イ 受援体制の整備</u></p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確</p>	<p>①災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）</p> <p>②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>イ 技術職員の確保</p> <p>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を 迅速・的確</p>	<p>防災基本計画</p>
---	--	---------------

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p>に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p> <p>また、市は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>また、市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>第2編第1章 (P27)</p>
2-11-2	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	表記の整理
2-11-2	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	表記の整理
	第2節 広域応援体制の整備	(削除)	表記の整理
	(新設)	第4節 防災活動拠点の確保等	表記の整理
2-11-2 (現行)	1 市における措置	市における措置	第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理
2-11-3 (修正案)	(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備		県の取組に係る修正
	ア 防災活動拠点の確保等		
	<p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	<p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
2-12-1	<p>○ 国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として</p>	<p>○ 国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、<u>正常性バイアス等の必要な知識及び災害時</u>にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強</p>	<p>防災基本計画 第1編第3章 (P6)</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

	の防災意識の向上を図るものとする。	化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
2-12-3	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略) 名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項のア、オ〜キについて解説を行い、啓発を図る。 さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 (略) オ 警報等や避難勧告等の意味と内容 カ 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略) 名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項のア、オ〜キについて解説を行い、啓発を図る。 さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 (略) オ 警報等や避難情報の意味と内容 カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動 (略) サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>表記の整理 改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p> <p>防災基本計画第2編第1章(P15)</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

第3編 災害応急対策		第3編 災害応急対策																	
第1章 活動態勢（組織の動員配備）		第1章 活動態勢（組織の動員配備）																	
第1節 災害対策本部の設置・運営		第1節 災害対策本部の設置・運営																	
3-1-1	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市又は尾張東部に 大雨警報又は特別警報 洪水警報又は特別警報 暴風警報又は特別警報 ○木曾川中流洪水注意報 ○土砂災害警戒情報 ○ごく小規模の災害が発生し、又はおそれのあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>○市の全域又は特定の地域に甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（追加）</u></p>	区分	配備基準	第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山市又は尾張東部に 大雨警報又は特別警報 洪水警報又は特別警報 暴風警報又は特別警報 ○木曾川中流洪水注意報 ○土砂災害警戒情報 ○ごく小規模の災害が発生し、又はおそれのあるとき。 	第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき。 	第3 非常配備	○市の全域又は特定の地域に甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山市又は尾張東部に 大雨警報又は特別警報 洪水警報又は特別警報 暴風警報又は特別警報 ○木曾川中流洪水注意報 ○土砂災害警戒情報 ○ごく小規模の災害が発生し、又はおそれのあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>○市の全域又は特定の地域に甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。</u></p>	区分	配備基準	第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山市又は尾張東部に 大雨警報又は特別警報 洪水警報又は特別警報 暴風警報又は特別警報 ○木曾川中流洪水注意報 ○土砂災害警戒情報 ○ごく小規模の災害が発生し、又はおそれのあるとき。 	第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき。 	第3 非常配備	○市の全域又は特定の地域に甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。	表記の整理
区分	配備基準																		
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山市又は尾張東部に 大雨警報又は特別警報 洪水警報又は特別警報 暴風警報又は特別警報 ○木曾川中流洪水注意報 ○土砂災害警戒情報 ○ごく小規模の災害が発生し、又はおそれのあるとき。 																		
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき。 																		
第3 非常配備	○市の全域又は特定の地域に甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。																		
区分	配備基準																		
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山市又は尾張東部に 大雨警報又は特別警報 洪水警報又は特別警報 暴風警報又は特別警報 ○木曾川中流洪水注意報 ○土砂災害警戒情報 ○ごく小規模の災害が発生し、又はおそれのあるとき。 																		
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めるとき。 																		
第3 非常配備	○市の全域又は特定の地域に甚大な災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき。																		
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請																	
3-1-4	<p>市における措置</p> <p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</p>	<p>市における措置</p> <p>(4) 被災市町村への市職員の派遣</p>																	

風水害等災害対策編 新旧対照表

	市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>	
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
3-1-4	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 <u>なお</u>、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p>	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。<u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u></p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 <u>なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>改正後の災害救助法第2条第2項関係</p> <p>改正後の災害救助法第4条第2項関係</p>
3-1-5	<p>(3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。 なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p>	<p>(3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。 なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p>	

風水害等災害対策編 新旧対照表

		実施者				実施者															
救助の種類		局地災害の場合	広域災害の場合	救助の種類		局地災害の場合	広域災害の場合	表記の整理													
避難所の設置		市町村（県が委任）		避難所の <u>供与</u>		市町村（県が委任）															
(略)		(略)		<u>要配慮者の輸送</u>		市町村（県が委任）															
飲料水の <u>給与</u>		(略)		(略)		(略)															
(略)		(略)		飲料水の <u>供給</u>		(略)															
(略)		(略)		(略)		(略)															
第2章 避難行動				第2章 避難行動																	
3-2-1	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 <u>避難勧告等</u></td> <td>市</td> <td>1(1) 避難<u>勧告等</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 <u>避難勧告等</u>	市	1(1) 避難 <u>勧告等</u>	第3節 住民等の避難誘導	市	(略)	<p>○ <u>高齢者等避難</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 <u>避難情報</u></td> <td>市</td> <td>1(1) 避難<u>情報の発令</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導<u>等</u></td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 <u>避難情報</u>	市	1(1) 避難 <u>情報の発令</u>	第3節 住民等の避難誘導 <u>等</u>	市	(略)	<p>「避難情報に関するガイドライン」</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第2節 <u>避難勧告等</u>	市	1(1) 避難 <u>勧告等</u>																			
第3節 住民等の避難誘導	市	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第2節 <u>避難情報</u>	市	1(1) 避難 <u>情報の発令</u>																			
第3節 住民等の避難誘導 <u>等</u>	市	(略)																			
第1節 気象警報等の発表、伝達				第1節 気象警報等の発表、伝達																	
3-2-2	<p>1 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）</p> <p>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、<u>土砂災害発生の危険度が高まったときに</u>、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、<u>避難勧告等</u>の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。</p>	<p>1 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）</p> <p>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、<u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u>、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、<u>避難情報</u>の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>																		

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p>3-2-4</p> <p>3-2-6</p>	<p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>(注) 1 二重線の部分は、特別警報が発せられた際に、通知もしくは周知の様子が表現されている伝達経路。 2 名古屋地方気象台から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>(注) 二重線の部分は、特別警報が発せられた際に、通知もしくは周知の様子が表現されている。</p>	<p>図の修正</p>
<p>3-2-8</p>	<p>第2節 避難勧告等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難勧告を基本とする。避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災</p>	<p>第2節 避難情報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</p> <p>また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）に</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p><u>害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p>ア [警戒レベル5] <u>災害発生情報</u> <u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>イ [警戒レベル4] <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難勧告等</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。 <u>避難勧告等</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令するものとする。 また、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>ウ [警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</u> また、必要に応じ、[警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて避難場所を開設する。 なお、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定</p>	<p><u>において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</u></p> <p>ア [警戒レベル5] <u>緊急安全確保</u> <u>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>イ [警戒レベル4] <u>避難指示</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難指示</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] <u>避難指示</u>を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。 <u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令するものとする。 また、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>ウ [警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u> <u>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。</u> また、必要に応じ、[警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて避難場所を開設する。 なお、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u>を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定</p>
--	---

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p>3-2-9</p>	<p>避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） （略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p> <p>3-2-9 3 警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示</p> <p>市長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。</p>	<p>避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難情報の伝達</p> <p>避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） （略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p> <p>3-2-9 3 警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示</p> <p>市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第61条第1項関係</p>
--------------	--	--	-----------------------------

風水害等災害対策編 新旧対照表

<p>3-2-10</p>	<p>4 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>6 避難の勧告・指示の内容 市長等の<u>避難勧告等</u>を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>7 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の勧告・指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ (略) ウ <u>避難の勧告・指示</u>等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 エ (略)</p>	<p>4 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>6 避難の指示の内容 市長等の<u>避難指示</u>を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>7 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ (略) ウ <u>避難の指示</u>等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 エ (略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条の 2 関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
---------------	---	---	--

風水害等災害対策編 新旧対照表

第3節 住民等の避難誘導		第3節 住民等の避難誘導等	表記の整理
3-2-11	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p>	<p>1 住民等の避難誘導等</p> <p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p>	<p>表記の整理</p> <p>改正後の災害対策基本法第49条の15第2項、第3項、第49条の16及び第49条の17関係</p>
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 広域避難</p> <p>1 広域避難に係る協議</p> <p>(1) 市における措置</p> <p>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要す</p>	<p>改正後の災害対策基本法第61条の4第1項、第61条の5第1項及び第61条の6第1項関係</p> <p>※広域一時滞在に係る協議等</p> <p>(第3編第9章第1節3(P187))</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

		<p><u>ると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</u></p> <p><u>(2) 県における措置</u></p> <p><u>県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。</u></p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条の 5 第 2 項及び第 61 条の 7 第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 61 条の 8 第 1 項関係</p>
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	
3-3-2	<p>1 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</p> <p>市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示（緊急）等</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、</p>	<p>1 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</p> <p>市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、</p>	<p>「避難情報に関するガイドライン」</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<p>報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p>	<p>報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p><u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 3 節 広報</p>	<p>第 3 節 広報</p>	
3-3-11	<p>4 広報内容</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 災害の発生状況</p> <p>イ 地域住民のとりべき措置</p> <p>ウ 避難に関する情報（避難場所、<u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>）（略）</p>	<p>4 広報内容</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 災害の発生状況</p> <p>イ 地域住民のとりべき措置</p> <p>ウ 避難に関する情報（避難場所、<u>避難情報</u>）（略）</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p>	
	<p>第 1 節 応援協力</p>	<p>第 1 節 応援協力</p>	
3-4-2	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）</p> <p>市長は、市域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p> <p>市長は、市域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>市域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>市域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 68 条関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 67 条第 1 項関係</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
3-6-4	<p>3 栄養指導等</p> <p>市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 栄養指導等</p> <p>(1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p>(2) <u>市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p>	<p>令和2年3月24日に公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため</p>
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
3-9-4	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p> <p><u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p><u>ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u></p>	<p>「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」</p> <p>（R2.12）を踏まえた修正</p> <p>多言語情報翻訳システムの廃止予定に伴う修正</p>

風水害等災害対策編 新旧対照表

	<u>エ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	<u>ウ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣													
	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給													
	第 2 節 食品の供給	第 2 節 食品の供給													
3-10-3	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章 I <u>第 1 0</u> の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章 I <u>第 1 1</u> の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	要領の一部改正に伴う修正												
	第 19 章 大規模な火事災害対策	第 19 章 大規模な火事災害対策													
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策													
3-19-2	1 市における措置 (2) <u>避難勧告</u> 等 地域住民等の <u>避難の勧告又は指示</u> 等については、第 9 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	1 市における措置 (2) <u>避難情報</u> 地域住民等の <u>避難の指示</u> 等については、第 9 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係												
	第 20 章 林野火災対策	第 20 章 林野火災対策													
	林野火災対策	林野火災対策													
3-20-1	■ 主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="250 1050 1075 1137"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災対策</td> <td>市</td> <td>1(2) <u>避難勧告等</u></td> </tr> </tbody> </table> 1 市における措置 (2) <u>避難勧告</u> 等 地域住民等の <u>避難の勧告又は指示</u> 等については、第 9 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	区 分	機関名	主な措置	林野火災対策	市	1(2) <u>避難勧告等</u>	■ 主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1137 1050 1962 1137"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災対策</td> <td>市</td> <td>1(2) <u>避難情報</u></td> </tr> </tbody> </table> 1 市における措置 (2) <u>避難情報</u> 地域住民等の <u>避難の指示</u> 等については、第 9 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	区 分	機関名	主な措置	林野火災対策	市	1(2) <u>避難情報</u>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係
区 分	機関名	主な措置													
林野火災対策	市	1(2) <u>避難勧告等</u>													
区 分	機関名	主な措置													
林野火災対策	市	1(2) <u>避難情報</u>													

風水害等災害対策編 新旧対照表

第22章 住宅対策		第22章 住宅対策	
■ 基本方針		■ 基本方針	
3-22-1	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 <u>○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>	国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」(R2.12.25)を踏まえた修正
第5節 住宅の応急修理		第5節 住宅の応急修理	
3-22-5	1 県における措置 (1) 応急修理の実施 エ 修理の期間 地震災害が発生してから <u>1</u> か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	1 県における措置 (1) 応急修理の実施 エ 修理の期間 地震災害が発生してから <u>3</u> か月以内 <u>(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u> に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	災害救助事務取扱要領の改正
第23章 学校における対策		第23章 学校における対策	
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置		第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
3-23-2	市及び私立学校設置者(管理者)における措置 (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により <u>県立学校管理規則等</u> に基づき校長が行う。 <u>休校</u> 措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。	市及び私立学校設置者(管理者)における措置 (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により <u>学校教育法施行規則</u> に基づき校長が行う。 <u>休業</u> 措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。	表記の整理

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考																																		
	第1編 総則	第1編 総則																																			
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的																																			
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格																																			
1-1-1	<p>2 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p> <p>①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</p> <p>④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>2 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p> <p>①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</p> <p>④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「<u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u>」で定めるものとする。</p> <p>（略）</p>	計画構成の見直し																																		
	第3節 計画の構成	第3節 計画の構成																																			
1-1-2	<p>この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2編</td> <td>災害予防</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第3編</td> <td>災害応急対策</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第4編</td> <td>災害復旧・復興</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第5編</td> <td><u>東海地震に関する</u></td> <td><u>東海地震注意情報が発表された</u></td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1編	総則	（略）	第2編	災害予防	（略）	第3編	災害応急対策	（略）	第4編	災害復旧・復興	（略）	第5編	<u>東海地震に関する</u>	<u>東海地震注意情報が発表された</u>	<p>この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2編</td> <td>災害予防</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第3編</td> <td>災害応急対策</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第4編</td> <td>災害復旧・復興</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第5編</td> <td><u>南海トラフ地震</u></td> <td><u>南海トラフ地震臨時情報が発表</u></td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1編	総則	（略）	第2編	災害予防	（略）	第3編	災害応急対策	（略）	第4編	災害復旧・復興	（略）	第5編	<u>南海トラフ地震</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表</u>	計画構成の見直し
構成	主な内容																																				
第1編	総則	（略）																																			
第2編	災害予防	（略）																																			
第3編	災害応急対策	（略）																																			
第4編	災害復旧・復興	（略）																																			
第5編	<u>東海地震に関する</u>	<u>東海地震注意情報が発表された</u>																																			
構成	主な内容																																				
第1編	総則	（略）																																			
第2編	災害予防	（略）																																			
第3編	災害応急対策	（略）																																			
第4編	災害復旧・復興	（略）																																			
第5編	<u>南海トラフ地震</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表</u>																																			

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）		修正（令和4年度修正）		備考		
		<u>る事前対策</u>	<u>場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等</u>		<u>臨時情報発表時の対応</u>	<u>された場合の対応 等</u>	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項			第4章 基本理念及び重点を置くべき事項			
	第2節 重点を置くべき事項			第2節 重点を置くべき事項			
1-4-2	<p>2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市、県の相互支援体制を構築すること。</p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>			<p>2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市、県の相互支援体制を構築する<u>とともに、実践的な訓練の実施に努める</u>こと。 <u>その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u></p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u></p>		<p>防災基本計画 第1編第3章 (P6)</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係</p> <p>防災基本計画 第2編第1章 (P16)</p>	

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考								
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第1節 実施責任	第1節 実施責任									
1-5-1	<p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>警戒宣言発令時及び</u>災害時には、応急措置を実施する。 また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。 また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	計画構成の見直し								
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
1-5-2	<p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</u>南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</u>南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (略) (6) <u>避難の勧告、指示</u>を行う。 (略) (20) <u>東海地震注意情報又は</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</u> 南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</u> 南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (略) (6) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略) (20) <u>東海地震注意情報又は</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	<p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (略) (6) <u>避難の指示</u>を行う。 (略) (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (略) (6) <u>避難の指示</u> を行う。 (略) (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	<p>計画構成の見直し</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>
機関名	内容										
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</u> 南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</u> 南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (略) (6) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略) (20) <u>東海地震注意情報又は</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)										
機関名	内容										
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (略) (6) <u>避難の指示</u> を行う。 (略) (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)										

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考												
1-5-4	<p>2 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 236 477 279">機関名</th> <th data-bbox="477 236 1102 279">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 279 477 922">県</td> <td data-bbox="477 279 1102 922"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (5) <u>避難の勧告、指示</u>を代行することができる。 (略) (26) <u>東海地震注意情報又は</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 922 477 1441">愛知県 犬山警察署</td> <td data-bbox="477 922 1102 1441"> (1) 災害時 <u>又は警戒宣言発令時</u>等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。 (略) (26) <u>東海地震注意情報又は</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	愛知県 犬山警察署	(1) 災害時 <u>又は警戒宣言発令時</u> 等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。	<p>2 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 236 1321 279">機関名</th> <th data-bbox="1321 236 1982 279">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 279 1321 922">県</td> <td data-bbox="1321 279 1982 922"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (5) <u>避難の指示</u>を代行することができる。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 922 1321 1441">愛知県 犬山警察署</td> <td data-bbox="1321 922 1982 1441"> (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	愛知県 犬山警察署	(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。	<p>計画構成の見直し</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>計画構成の見直し</p>
	機関名	内容													
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。 (略) (26) <u>東海地震注意情報又は</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)														
愛知県 犬山警察署	(1) 災害時 <u>又は警戒宣言発令時</u> 等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。														
機関名	内容														
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)														
愛知県 犬山警察署	(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。														

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）		修正（令和4年度修正）		備考												
1-5-7		(略) (8) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。 (略)		(略) (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (略)	計画構成の見直し												
	3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 450 481 486">機関名</th> <th data-bbox="486 450 1108 486">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 489 481 989">東海財務局</td> <td data-bbox="486 489 1108 989"> (略) <u>(4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) <u>(6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u> (7) (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 992 481 1029">(略)</td> <td data-bbox="486 992 1108 1029">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1032 481 1460">中部地方整備局</td> <td data-bbox="486 1032 1108 1460"> (略) <u>(2) 地震防災応急対策</u> <u>ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。</u> <u>イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。</u> (3) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海財務局		(略) <u>(4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) <u>(6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u> (7) (略)	(略)	(略)	中部地方整備局	(略) <u>(2) 地震防災応急対策</u> <u>ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。</u> <u>イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。</u> (3) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 450 1370 486">機関名</th> <th data-bbox="1375 450 1998 486">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 489 1370 989">東海財務局</td> <td data-bbox="1375 489 1998 989"> (略) <u>(削除)</u> (4) (略) <u>(5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u> (6) (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 992 1370 1029">(略)</td> <td data-bbox="1375 992 1998 1029">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1032 1370 1460">中部地方整備局</td> <td data-bbox="1375 1032 1998 1460"> (略) <u>(削除)</u> (2) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海財務局	(略) <u>(削除)</u> (4) (略) <u>(5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u> (6) (略)	(略)	(略)
機関名	内容																
東海財務局	(略) <u>(4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) <u>(6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u> (7) (略)																
(略)	(略)																
中部地方整備局	(略) <u>(2) 地震防災応急対策</u> <u>ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。</u> <u>イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。</u> (3) (略)																
機関名	内容																
東海財務局	(略) <u>(削除)</u> (4) (略) <u>(5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u> (6) (略)																
(略)	(略)																
中部地方整備局	(略) <u>(削除)</u> (2) (略)																

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）		修正（令和4年度修正）		備考
1-5-11	独立行政法人水資源機構	(1) (略) (2) <u>東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</u>	独立行政法人水資源機構	(略) <u>(削除)</u>	づく整理
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	日本放送協会	(1) <u>警戒宣言等が発せられた場合及び</u> 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) (略) (3) <u>地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</u> (4) (略) (5) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u> (6) (略)	日本放送協会	(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) (略) <u>(削除)</u> (3) (略) (4) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u> (5) (略)	
	中部電力株式会社（※1）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、 <u>東海地震注意情報が発表された場合、並びに</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合 <u>又は警戒宣言が発せられた場合には</u> 電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)	中部電力株式会社（※1）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)	
	東邦瓦斯株式会社	(略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u> (3) (略)	東邦瓦斯株式会社	(略) <u>(削除)</u> (2) (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	西日本電信電話株式会社	(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地</u>	西日本電信電話株式会社	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）		修正（令和4年度修正）		備考																			
1-5-12		<p><u>震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) ～ (7) (略)</u></p>		<p><u>(1) ～ (5) (略)</u></p>	計画構成の見直し																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																				
	株式会社NTTドコモ	<p><u>(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> <u>(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) ～ (5) (略)</u></p>	株式会社NTTドコモ	<p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1) ～ (3) (略)</u></p>																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																				
	<p>6 指定地方公共機関</p>		<p>6 指定地方公共機関</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 896 481 933">機関名</th> <th data-bbox="486 896 1108 933">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 936 481 973">(略)</td> <td data-bbox="486 936 1108 973">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 976 481 1125">各ガス事業会社</td> <td data-bbox="486 976 1108 1125"> <p>(略) <u>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u> <u>(3) (略)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1128 481 1244">一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td data-bbox="486 1128 1108 1244"> <p><u>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u> <u>(2) (略)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1248 481 1284">(略)</td> <td data-bbox="486 1248 1108 1284">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	各ガス事業会社	<p>(略) <u>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u> <u>(3) (略)</u></p>	一般社団法人愛知県トラック協会	<p><u>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u> <u>(2) (略)</u></p>	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1113 896 1370 933">機関名</th> <th data-bbox="1375 896 1998 933">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 936 1370 973">(略)</td> <td data-bbox="1375 936 1998 973">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 976 1370 1125">各ガス事業会社</td> <td data-bbox="1375 976 1998 1125"> <p>(略) <u>(削除)</u> <u>(2) (略)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1128 1370 1244">一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td data-bbox="1375 1128 1998 1244"> <p><u>(削除)</u> (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1248 1370 1284">(略)</td> <td data-bbox="1375 1248 1998 1284">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	各ガス事業会社	<p>(略) <u>(削除)</u> <u>(2) (略)</u></p>	一般社団法人愛知県トラック協会	<p><u>(削除)</u> (略)</p>	(略)	(略)		
機関名	内容																							
(略)	(略)																							
各ガス事業会社	<p>(略) <u>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u> <u>(3) (略)</u></p>																							
一般社団法人愛知県トラック協会	<p><u>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u> <u>(2) (略)</u></p>																							
(略)	(略)																							
機関名	内容																							
(略)	(略)																							
各ガス事業会社	<p>(略) <u>(削除)</u> <u>(2) (略)</u></p>																							
一般社団法人愛知県トラック協会	<p><u>(削除)</u> (略)</p>																							
(略)	(略)																							

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
2-1-3	<p>2 自主防災組織における措置</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、<u>警戒宣言発令時</u>及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の活動 (略)</p> <p><u>(2) 警戒宣言発令時の活動</u></p> <p><u>ア 市、消防機関等からの情報の伝達</u></p> <p><u>イ 市民のとるべき措置の呼びかけ</u></p> <p><u>ウ 高齢者や病人の安全確保</u></p> <p><u>エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保</u></p> <p><u>(3) 災害発生時の活動</u> (略)</p>	<p>2 自防災組織における措置</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の活動 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 災害発生時の活動</u> (略)</p>	計画構成の見直し
2-1-4	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>フォローアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>フォローアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p>	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>レベルアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p>	表記の整理
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
2-2-1	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層</p>	表記の整理

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	耐震性を強化して 崩壊 防止に努める必要がある。 (略)	耐震性を強化して 倒壊 防止に努める必要がある。 (略)	
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
2-2-4	2 道路施設 (1) 道路・橋梁等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動 および警戒宣言発令時対策活動 の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。 (略)	2 道路施設 (1) 道路・橋梁等の整備 ア 災害に強い道路ネットワークの整備 大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。 (略)	計画構成の見直し
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
2-2-6	1 施設管理者、市及び県における措置 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 電力事業者 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び 電気通信事業者 は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。	1 施設管理者、市及び県における措置 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 電気事業者 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び 通信事業者 は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。	表記の整理
2-2-8	5 下水道 (6) 民間団体等の協力 県は、県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、 日本下水道 被災後の状況調査等への支援体制を確立する。 また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協	5 下水道 (6) 民間団体等の協力 県は、県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、 日本下水道事業団及び一般社団法人日本下水道施設業協会と協定を締結し 、被災後の状況調査等への支援体制を確立する。 また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の	表記の整理及び協定の締結による追加

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	定締結などに努める。	維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。	
	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
2-2-14	1 市における措置 県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成しており、市は、これらの計画に基づき、 <u>警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等</u> を整備するものとする。	1 市における措置 県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成しており、市は、これらの計画に基づき、 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等</u> を整備するものとする。	計画構成の見直し
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
	■基本方針	■基本方針	
2-3-1	○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u>	都市再生基本方針(R2.9)を踏まえた修正
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
2-5-1	■ 基本方針 (略) ○ <u>土砂災害危険箇所</u> や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供する <u>とともに</u> 、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。	■ 基本方針 (略) ○ <u>県が指定する土砂災害警戒区域</u> 、地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供する。 <u>また</u> 、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考																
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第4節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td> <u>1(1)土砂災害危険箇所等の把握</u> <u>1(2)土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システム<u>の整備</u> 1(6)<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令<u>基準</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 土砂災害の防止	県	<u>1(1)土砂災害危険箇所等の把握</u> <u>1(2)土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システム <u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令 <u>基準</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	市	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第4節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td> 1<u>(1)土砂災害警戒区域等の指定</u> 1<u>(2)山地災害危険地区の把握</u> 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システム<u>による情報提供</u> 1(6)避難指示の発令<u>判断</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 土砂災害の防止	県	1 <u>(1)土砂災害警戒区域等の指定</u> 1 <u>(2)山地災害危険地区の把握</u> 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システム <u>による情報提供</u> 1(6)避難指示の発令 <u>判断</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	市	(略)	
区分	機関名	主な措置																	
第4節 土砂災害の防止	県	<u>1(1)土砂災害危険箇所等の把握</u> <u>1(2)土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システム <u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令 <u>基準</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																	
	市	(略)																	
区分	機関名	主な措置																	
第4節 土砂災害の防止	県	1 <u>(1)土砂災害警戒区域等の指定</u> 1 <u>(2)山地災害危険地区の把握</u> 1(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5)土砂災害監視システム <u>による情報提供</u> 1(6)避難指示の発令 <u>判断</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																	
	市	(略)																	
	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p>																	
2-5-3	<p>1 県における措置</p> <p><u>(1)土砂災害危険箇所等の把握</u> 県は、<u>地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</u></p> <p><u>(2)土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、<u>土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</u></p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を<u>推進する</u>。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規</p>	<p>1 県における措置</p> <p><u>(1)土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。<u>また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u></p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を<u>行う</u>。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等																

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
2-5-4	<p>定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>推進する</u>。</p> <p>なお、<u>未指定の危険箇所</u>については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>指定する</u>ものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。</p> <p>基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>オ 土石流危険溪流</p> <p>① (略)</p> <p>② 土石流を受け止める砂防<u>えん</u>堤の設置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システム<u>の整備</u></p> <p>県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う</u>。</p> <p>(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令<u>基準</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警</p>	<p>定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>行う</u>。</p> <p>なお、<u>指定</u>については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>行う</u>ものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p> <p><u>(2) 山地災害危険地区の把握</u></p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。</p> <p>基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>オ 土石流危険溪流</p> <p>① (略)</p> <p>② 土石流を受け止める砂防<u>堰</u>堤の設置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システム<u>による情報提供</u></p> <p>県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する</u>。</p> <p>(6) <u>避難指示</u>の発令<u>判断</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<u>避難指</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>土砂災害監視システムの構築が完了したため。</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>

地震災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
2-5-4	<p>戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。</p>	<p><u>示</u>の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>の発令基準を設定する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>
第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備		防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
2-6-1	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、<u>犬山市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>防災基本計画第2編第1章(P22)</p>

地震災害対策編 新旧対照表

2-7-1	<p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。 <u>(追加)</u></p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<u>避難指示(緊急)等</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略)</p>	<p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>○ <u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係 基本方針の追加</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p>第1節 気象警報や<u>避難指示(緊急)等</u>の情報伝達体制の整備</p>		<p>第1節 気象警報や<u>避難情報</u>の情報伝達体制の整備</p>	
2-7-1	(略)	(略)	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係
<p>第3節 <u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルの作成</p>		<p>第3節 <u>避難情報</u>の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
2-7-3	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示(緊急)等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 気象警報及び気象情報</p> <p>イ <u>「避難勧告等に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にするこ と。</p> <p>ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難指示(緊急)</u>を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災局公表）の浸水想定区域</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 気象警報及び気象情報</p> <p>イ <u>「避難情報に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にするこ と。</p> <p>ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難指示</u>を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災局公表）の浸水想定区域</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係

地震災害対策編 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</p>		<p>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
<p>2-7-3</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>(略)</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>(略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p>第 5 節 避難に関する意識啓発</p>		<p>第 5 節 避難に関する意識啓発</p>	
<p>2-7-5</p>	<p>市及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識</p>	<p>市及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	<p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とすること ・ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること） <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先</u>への<u>立退き避難を基本</u>とすること。<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u> ・ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること） <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>工業標準化法の改正に伴う修正</p>												
<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>		<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>													
<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>		<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>													
<p>2-8-2</p>	<p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" data-bbox="246 1204 1075 1332"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" data-bbox="1131 1204 1960 1332"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記。（「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」）</p>
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														

地震災害対策編 新旧対照表

<p>2-8-2</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画 第2編第1章 (P39)</p>
--------------	--	--	--

地震災害対策編 新旧対照表

第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
2-8-3	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者登録名簿の作成・整備 (略)</p> <p>(Ⅲ)名簿の提供</p> <p>市は、本人から「犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」及び「個別避難支援計画」の提出を受け、避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、平常時から避難支援等関係者へ登録者名簿の提供を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者登録名簿の作成・整備 (略)</p> <p>(Ⅲ)名簿の提供</p> <p>市は、本人から「犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」及び「個別避難計画」の提出を受け、避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、平常時から避難支援等関係者へ登録者名簿の提供を行うものとする。</p> <p><u>オ 個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>(ア)個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>(イ)避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u></p> <p><u>市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対して個別避難計画を提供することとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>その他、市は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p> <p><u>(ウ)個別避難計画と地区防災計画の整合</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画</u></p>	<p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 14 第 3 項 関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項、第 49 条の 16 及び第 49 条の 17 関係</p> <p>防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P12)</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	<p><u>オ</u> 個人情報保護 (略)</p> <p><u>カ</u> <u>避難準備情報等の発令・伝達</u> (略)</p> <p><u>キ</u> 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	<p><u>の</u> <u>一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ</u> 個人情報保護 (略)</p> <p><u>キ</u> <u>避難情報の発令・伝達</u> (略)</p> <p><u>ク</u> 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>																		
	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	<p>第10章 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>表記の整理</p>																		
<p>2-10-1</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>資料の整備</u></td> <td>市</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>広域応援体制の整備</u></td> <td>市</td> <td><u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>資料の整備</u>	市	資料の整備	第2節 <u>広域応援体制の整備</u>	市	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u></td> <td>市</td> <td><u>1</u> 資料の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	市	<u>1</u> 資料の整備			<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>資料の整備</u>	市	資料の整備																			
第2節 <u>広域応援体制の整備</u>	市	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u>																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	市	<u>1</u> 資料の整備																			
		<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備																			

地震災害対策編 新旧対照表

			<u>び</u> 受援体制の整備			<u>2(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> <u>2(5) 訓練、検証等</u>	
		防災関係機関	<u>2</u> 応援協定の締結等		防災関係機関	<u>3</u> 応援協定の締結等	
	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊		第2節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	市	1(1) 緊急消防援助隊 1(2) 広域航空消防応援 1(3) 県内の広域消防相互応援 1(4) 医療救護活動の広域応援 1(5) 自衛隊
	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等		第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等
	<u>(追加)</u>				第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	<u>市</u>	<u>防災活動拠点の確保等</u>
	第1節 資料の準備			第1節 広域応援・受援体制の整備			表記の整理
2-10-1	市における措置 (略)			<u>1</u> 市における措置 (略)			表記の整理
	第2節 広域応援体制の整備			<u>(削除)</u>			表記の整理
	<u>1</u> 市における措置 (1) 応援要請手続きの整備 市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。 (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定の締結 市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 なお、県は、次の協定を締結している。			<u>(削除)</u> (1) 応援要請手続きの整備 市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。 (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定の締結 市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 なお、県は、次の協定を締結している。			表記の整理 第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理

地震災害対策編 新旧対照表

<p>2-10-2</p>	<p>①災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市） ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 イ 技術職員の確保 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ウ 民間団体等との協定の締結等 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> ア <u>防災活動拠点の確保等</u> <u>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u> <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・</u></p>	<p>①災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市） ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 イ 技術職員の確保 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ウ 民間団体等との協定の締結等 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 受援体制の整備 <u>(削除)</u></p>	<p>防災基本計画 第2編第1章 (P27)</p>
---------------	---	---	--

地震災害対策編 新旧対照表

	<p><u>点検するものとする。</u></p> <p><u>イ 受援体制の整備</u> 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 また、市は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料<u>供給</u>、防災拠点について関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	<p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> 南海トラフ地震発生時の広域応援については、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料<u>調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保</u>、防災拠点について関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	
2-10-2	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	表記の整理
2-10-3	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	表記の整理
	(新設)	第4節 防災活動拠点の確保等	
2-10-3 (現行) (修正案)	<p>1 市における措置 <u>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> <u>ア 防災活動拠点の確保等</u> 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利</p>	<p>市における措置 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべ</p>	第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理 表記の整理

地震災害対策編 新旧対照表

	便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	き道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
2-11-1	○ 地震災害を最小限に食い止めるには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る	○ 地震災害を最小限に食い止めるには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る	防災基本計画第1編第3章(P6)を踏まえた修正
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
2-11-2	<p>1 における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練 (略)</p> <p><u>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</u></p> <p><u>ウ～エ</u> (略)</p> <p>(2) 浸水対策訓練 (略)</p> <p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難 (<u>避難勧告等</u>の放送・伝達、居住者の避難)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ～ウ</u> (略)</p> <p>(2) 浸水対策訓練 (略)</p> <p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難 (<u>避難情報</u>の放送・伝達、居住者の避難)</p>	計画構成の見直し(一部別紙へ整理)

地震災害対策編 新旧対照表

	第2節 防災のための意識啓発・公報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
2-11-3	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、県の提供する災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が気象警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、<u>セ～テ</u>について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 警報等や<u>避難勧告等</u>の意味と内容</p> <p>(略)</p> <p><u>セ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p>	<p>市及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、県の提供する災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が気象警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、<u>ソ～ツ</u>について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 警報等や<u>避難情報</u>の意味と内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p>	<p>計画構成の見直し(別紙へ整理)</p> <p>防災基本計画 第2編第1章 (P15)</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	<p><u>テ</u> 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p><u>イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項</u></p> <p><u>ウ</u> 地震発生時の心得に関する事項</p> <p><u>エ</u> 緊急地震速報の利用の心得に関する事項</p> <p>(3) 自動車運転者に対する広報</p> <p>市は、<u>警戒宣言が発せられた場合又は</u>地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、<u>体温計等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p><u>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>	<p><u>ツ</u> 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ</u> 地震発生時の心得に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 緊急地震速報の利用の心得に関する事項</p> <p>(3) 自動車運転者に対する広報</p> <p>市は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、<u>体温計等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p>表記の整理。</p>
	<p>第3節 防災のための教育</p>	<p>第3節 防災のための教育</p>	
<p>2-11-6</p>	<p>2 市における措置</p> <p>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、ま</p>	<p>2 市における措置</p> <p>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、ま</p>	<p>計画構成の見直し(別紙へ整理)</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	<p>た、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>(6) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>(7) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合</u>にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>(8) ～ (10)</u> (略)</p>	<p>た、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5)</u> 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>(6) ～ (8)</u> (略)</p>																	
2-13-1	第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	<u>(削除)</u>	第5編へ整理																
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																	
3-1-3	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>○犬山市に震度4以上の地震が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○犬山市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>○犬山市に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	○犬山市に震度4以上の地震が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	第2 非常配備	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○犬山市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	第3 非常配備	○犬山市に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>○犬山市に震度4以上の地震が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○犬山市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>○犬山市に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	○犬山市に震度4以上の地震が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	第2 非常配備	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○犬山市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	第3 非常配備	○犬山市に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
区分	配備基準																		
第1 非常配備	○犬山市に震度4以上の地震が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。																		
第2 非常配備	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○犬山市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。																		
第3 非常配備	○犬山市に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。																		
区分	配備基準																		
第1 非常配備	○犬山市に震度4以上の地震が発生したとき。 ○県西部に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。																		
第2 非常配備	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ○犬山市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。																		
第3 非常配備	○犬山市に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本部長が当該配備を指令したとき。																		

地震災害対策編 新旧対照表

	<u>(追加)</u>	※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。	
	第 2 節 職員の派遣要請	第 2 節 職員の派遣要請	
3-1-4	市における措置 (4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	市における措置 (4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>	
	第 3 節 災害救助法の適用	第 3 節 災害救助法の適用	
3-1-4	1 県における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。 (2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 (3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。	1 県における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。 <u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u> (2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 <u>また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。</u> (3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。	表記の整理 改正後の災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項関係

地震災害対策編 新旧対照表

	<p>なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="248 311 960 550"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の<u>給与</u></td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		（略）	（略）		飲料水の <u>給与</u>	（略）		（略）	（略）		<p>なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1133 311 1845 587"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の<u>供与</u></td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td><u>要配慮者の輸送</u></td> <td colspan="2"><u>市町村（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の<u>供給</u></td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の <u>供与</u>	市町村（県が委任）		<u>要配慮者の輸送</u>	<u>市町村（県が委任）</u>		（略）	（略）		飲料水の <u>供給</u>	（略）		（略）	（略）		
救助の種類	実施者																																							
	局地災害の場合	広域災害の場合																																						
避難所の設置	市町村（県が委任）																																							
（略）	（略）																																							
飲料水の <u>給与</u>	（略）																																							
（略）	（略）																																							
救助の種類	実施者																																							
	局地災害の場合	広域災害の場合																																						
避難所の <u>供与</u>	市町村（県が委任）																																							
<u>要配慮者の輸送</u>	<u>市町村（県が委任）</u>																																							
（略）	（略）																																							
飲料水の <u>供給</u>	（略）																																							
（略）	（略）																																							
<p>第2章 避難行動</p>		<p>第2章 避難行動</p>																																						
<p>3-2-1</p>	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="241 707 1093 943"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震情報等の伝達</td> <td>気象庁又は 名古屋地方 気象台</td> <td><u>地震に関する情報等</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>市</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地震情報等の伝達	気象庁又は 名古屋地方 気象台	<u>地震に関する情報等</u>	第3節 住民等の避難誘導	市	（略）	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1126 707 1977 981"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震情報等の伝達</td> <td>気象庁及び 名古屋地方 気象台</td> <td><u>地震に関する情報等の発表及び伝達</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導 <u>等</u></td> <td>市</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地震情報等の伝達	気象庁及び 名古屋地方 気象台	<u>地震に関する情報等の発表及び伝達</u>	第3節 住民等の避難誘導 <u>等</u>	市	（略）	<p>表記の整理</p>																			
区分	機関名	主な措置																																						
第1節 地震情報等の伝達	気象庁又は 名古屋地方 気象台	<u>地震に関する情報等</u>																																						
第3節 住民等の避難誘導	市	（略）																																						
区分	機関名	主な措置																																						
第1節 地震情報等の伝達	気象庁及び 名古屋地方 気象台	<u>地震に関する情報等の発表及び伝達</u>																																						
第3節 住民等の避難誘導 <u>等</u>	市	（略）																																						
<p>第1節 地震情報等の伝達</p>		<p>第1節 地震情報等の伝達</p>																																						
<p>3-2-2</p>	<p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を<u>発表する</u>。 （略） 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<u>緊急地震速報</u>を発表する。 （略）</p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を<u>発表・伝達する</u>。 （略） 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<u>緊急地震速報（警報）</u>を発表する。 （略）</p>	<p>表記の整理</p>																																					

地震災害対策編 新旧対照表

	<p>2 県における措置</p> <p>(1) 気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。</p> <p>(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度 3 以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。</p> <p>4 報道機関における措置</p> <p>日本放送協会は、気象庁から<u>緊急地震速報（警報）</u>が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。</p> <p>また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p> <p>6 地震情報の伝達</p> <p>(3) 県防災局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。</p>	<p>2 県における措置</p> <p>(1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。</p> <p>(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災<u>安全</u>局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度 3 以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。</p> <p>4 報道機関における措置</p> <p>日本放送協会は、気象庁から<u>緊急地震速報（警報）</u>が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。</p> <p>また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p> <p>6 地震情報の伝達</p> <p>(3) 県防災<u>安全</u>局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第 2 節 避難の指示</p>	<p>第 2 節 避難の指示</p>	
<p>3-2-4</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項）</p> <p>（略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求</p> <p>（略）</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、<u>避難のための立退き</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項）</p> <p>（略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求</p> <p>（略）</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係</p>

地震災害対策編 新旧対照表

<p>3-2-4</p>	<p>3 警察（警察官）における措置 (2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示する。</p>	<p>3 警察（警察官）における措置 (2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条第 1 項関係</p>
<p>3-2-5</p>	<p>5 避難の勧告・指示の内容 市長は、次の内容を明示して実施するものとする。 (1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>6 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の勧告・指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。 このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。 ウ <u>避難の勧告・指示</u>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p>	<p>5 避難の指示の内容 市長は、次の内容を明示して実施するものとする。 (1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>6 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ （略）</p> <p>ウ <u>避難の指示</u>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導等	表記の整理
3-2-5	1 住民等の避難誘導 (略)	1 住民等の避難誘導等 (略)	表記の整理
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
3-3-1	<p>1 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難勧告等</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。） また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。 <u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p>	<p>1 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。） また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。 <u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p>	<p>表記の整理 改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p> <p>し</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	第3節 広報	第3節 広報	
3-3-8	4 広報内容 (2) 地域災害広報 各機関（市を除く。）は、次の事項について広報を実施する。 (略) ク <u>避難の指示、勧告</u> (略)	4 広報内容 (2) 地域災害広報 各機関（市を除く。）は、次の事項について広報を実施する。 (略) ク <u>避難の指示</u> (略)	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第1節 応援協力	第1節 応援協力	
3-4-2	1 市における措置 (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市長は、市地域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） 市長は、市地域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。	1 市における措置 (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市長は、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u> 、市地域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） 市長は、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u> 、市地域の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。	改正後の災害対策基本法第 68 条関係 改正後の災害対策基本法第 67 条第 1 項関係
	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
3-4-9	県、市、防災関係機関における措置 (5) 燃料供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	県、市、防災関係機関における措置 (5) 燃料・ <u>電気</u> ・ <u>ガス</u> の供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・ <u>電気</u> ・ <u>ガス</u> を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	協定の締結に伴う修正等

地震災害対策編 新旧対照表

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
3-7-4	<p>3 栄養指導等</p> <p>市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 栄養指導等</p> <p>(1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p>(2) <u>市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p>	<p>令和2年3月24日に公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため</p>
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
3-10-4	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p> <p><u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」</p> <p>(R2.12)を踏まえた修正</p> <p>多言語情報翻訳システムの廃止予定に伴う修正</p>

地震災害対策編 新旧対照表

	<p><u>ウ</u> 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</p> <p><u>エ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	<p><u>イ</u> 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</p> <p><u>ウ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
3-11-2	<p>3 応援体制</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 東海地震の警戒宣言が発せられた場合等の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</u></p>	<p>3 応援体制</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	計画構成の見直し
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
3-11-3	<p>1 市における措置</p> <p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I <u>第10</u>の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I <u>第11</u>の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	要領の一部改正に伴う修正
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
	第3節 上水道施設対策	第3節 上水道施設対策	
3-14-5	<p>水道事業者における措置</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</u></p>	<p>水道事業者における措置</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	計画構成の見直し
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
3-15-1	<p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p>	<p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p><u>○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に</u></p>	国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」（R2.12.25）を

地震災害対策編 新旧対照表

		<u>じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>	踏まえた修正
	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
3-15-2	1 市における措置 (1) <u>実施本部</u> の設置 判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。 (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の <u>応急危険度判定調査</u> 、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。	1 市における措置 (1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置 判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。 (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物 <u>応急危険度判定調査</u> 、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。	表記の整理
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
3-15-5	1 県における措置 (1) 応急修理の実施 エ 修理の期間 地震災害が発生してから <u>1</u> か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	1 県における措置 (1) 応急修理の実施 エ 修理の期間 地震災害が発生してから <u>3</u> か月以内 <u>(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u> に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	災害救助事務取扱要領の改正
	第16章 学校における対策	第16章 学校における対策	
	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
3-16-1	市及び私立学校設置者（管理者）における措置 (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難	市及び私立学校設置者（管理者）における措置 (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難	表記の整理

地震災害対策編 新旧対照表

	<p>であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校</p> <p>学校の置かれている地域の気象情報等に留意し、あらかじめ定めた基準により <u>県立学校管理規則等</u> に基づき校長が行う。<u>休校措置</u> を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p>	<p>であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校</p> <p>学校の置かれている地域の気象情報等に留意し、あらかじめ定めた基準により <u>学校教育法施行規則</u> に基づき校長が行う。<u>休業措置</u> を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p>																									
261	第5編 東海地震に関する事前対策	(削除)	別紙へ整理																								
	(新設)	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応																									
2-13-1 (現行) 5-1-1 (修正案)	<p>(第2編第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1節</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td><u>第2節</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td><u>第3節</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	<u>第1節</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	<u>第2節</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	<u>第3節</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td><u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td><u>3.</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	<u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	<u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	<u>3.</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ	計画構成の見直し
区分	機関名	主な措置																									
<u>第1節</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																									
<u>第2節</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																									
<u>第3節</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																									
区分	機関名	主な措置																									
<u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																									
<u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																									
<u>3.</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																									
2-13-1 (現行) 5-1-1 (修正案)	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	計画構成の見直し																								
2-13-1 (現行) 5-1-1 (修正案)	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	計画構成の見直し																								
2-13-1 (現行)	2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM	2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM	表記の整理																								

地震災害対策編 新旧対照表

<p>5-1-1 (修正案)</p>	<p>8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後</u>に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>規模は最大クラス(M9)を想定</u>）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>													
<p>2-13-2 (現行)</p> <p>5-1-2 (修正案)</p>	<p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>(略)</p> <p>また、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して<u>おき</u>、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>(略)</p> <p>また、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>表記の整理</p>												
<p>2-13-3 (現行)</p> <p>5-1-3 (修正案)</p>	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p>	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p>	<p>計画構成の見直し</p>												
	<p>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</p>	<p>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</p>													
<p>2-13-5 (現行)</p> <p>5-1-5 (修正案)</p>	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="235 1308 1097 1455"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分程度</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="1120 1308 1982 1455"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	(略)	<p>表記の整理</p>
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件													
地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)													
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件													
地震発生等から5～30分	調査中	(略)													

地震災害対策編 新旧対照表

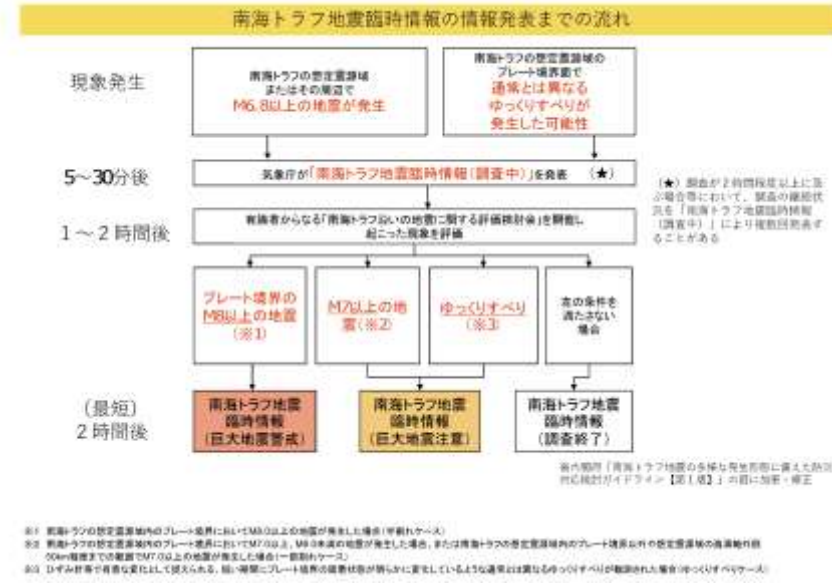
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)
	巨大地震注意	
	調査終了	

地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)
	巨大地震注意	
	調査終了	



(追加)

(追加)



図の修正

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。
 ◆別紙「東海地震に関する事前対策」

計画構成の見直し

地震災害対策編 新旧対照表

<p>(現行)</p>	<p>(新設) (第5編「東海地震に関する事前対策」)</p>	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」 (現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)</p>	
	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p>	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p>	
	<p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</p>	<p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</p>	
	<p>(略)</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、<u>第2編「災害予防」において定める。</u></p>	<p>(略)</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 <u>第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。</u></p> <p>2 東海地震に係る防災訓練に関する事項 <u>第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。</u> 加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</p> <p>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 <u>第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。</u> 加えて、次の措置を実施するものとする。</p>	<p>計画構成の見直し</p>

		<p>【教育に関する事項】 市における措置 <u>第2編第12章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。</u> <u>(1) 東海地震の予知に関する知識</u> <u>(2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> <u>(3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p>【広報に関する事項】 市及び名古屋地方気象台等における措置 <u>(1) 防災意識の啓発</u> <u>市は、警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、第2編第11章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。</u> <u>名古屋地方気象台は、第2編第11章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</u> <u>ア 東海地震の予知に関する知識</u> <u>イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> <u>ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> <u>(2) 防災に関する知識の普及</u> <u>市は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。</u> <u>(3) 自動車運転者に対する広報</u> <u>市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u> <u>(4) 家庭内備蓄等の推進</u> <u>市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めると</u></p>	
--	--	--	--

地震災害対策編 新旧対照表

		<p><u>おり家庭内備蓄等を推進する。</u> <u>また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>	
	第2章 地震災害警戒本部の設置等	第2章 地震災害警戒本部の設置等	
	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
5-2-5 (現行)	<p>2 報告事項・時期 (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。 ア 報告事項は、次の事項とする。 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、<u>避難勧告・指示</u> (略)</p>	<p>2 報告事項・時期 (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。 ア 報告事項は、次の事項とする。 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、<u>避難指示</u> (略)</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第1節 避難対策	第1節 避難対策	
5-4-3 (現行)	<p>1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難指示(緊急)等</u>の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲(以下「避難対象地区」という。)を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の<u>避難勧告等</u>の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。 なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>(2) <u>避難の勧告等</u> 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、<u>避難の勧告、又は指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>	<p>1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難情報</u>の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲(以下「避難対象地区」という。)を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の<u>避難情報</u>の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。 なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>(2) <u>避難の指示等</u> 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、<u>避難の指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

原子力災害対策編 新旧対照表

頁	現行 (令和2年6月修正)	修正 (令和3年7月修正)	備考																																																
	第1編 総則	第1編 総則																																																	
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針																																																	
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定																																																	
1-1-3	(2)原子力災害 <table border="1"> <tr> <td>原子力発電所 又は原子炉施設名</td> <td></td> <td></td> <td>号機</td> <td>状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td></td> <td></td> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4">略</td> <td rowspan="4">略</td> <td>1号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可</td> <td rowspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中(118.0万Kw)</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中(118.0万Kw)</td> </tr> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名			号機	状況		美浜発電所			3号機	定期検査中		大飯発電所	略	略	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	略	2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	3号機	運転中(118.0万Kw)	4号機	運転中(118.0万Kw)	(2)原子力災害 <table border="1"> <tr> <td>原子力発電所 又は原子炉施設名</td> <td></td> <td></td> <td>号機</td> <td>状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td></td> <td></td> <td>3号機</td> <td>運転中(82.6万Kw)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大飯発電所</td> <td rowspan="5">略</td> <td rowspan="5">略</td> <td>1号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可・<u>廃止措置中</u></td> <td rowspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可・<u>廃止措置中</u></td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中(118.0万Kw)</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中(118.0万Kw)</td> </tr> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名			号機	状況		美浜発電所			3号機	運転中(82.6万Kw)		大飯発電所	略	略	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・ <u>廃止措置中</u>	略	2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・ <u>廃止措置中</u>	3号機	運転中(118.0万Kw)	4号機	運転中(118.0万Kw)	最新の状況に更新
原子力発電所 又は原子炉施設名			号機	状況																																															
美浜発電所			3号機	定期検査中																																															
大飯発電所	略	略	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	略																																														
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可																																															
			3号機	運転中(118.0万Kw)																																															
			4号機	運転中(118.0万Kw)																																															
原子力発電所 又は原子炉施設名			号機	状況																																															
美浜発電所			3号機	運転中(82.6万Kw)																																															
大飯発電所	略	略	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・ <u>廃止措置中</u>	略																																														
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・ <u>廃止措置中</u>																																															
			3号機	運転中(118.0万Kw)																																															
			4号機	運転中(118.0万Kw)																																															
				第2章 処理すべき事務		第2章 処理すべき事務																																													
	第2節 処理すべき事務	第2節 処理すべき事務																																																	
1-2-1	(略) (5)屋内退避、避難 <u>勧告</u> ・指示を行う。	(略) (5)屋内退避、避難指示を行う。	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等																																																
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																																	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)																																																	
	■ 基本方針	■ 基本方針																																																	
3-1-1	<u>(追加)</u>	○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u>	「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」(R2.6.2)を踏まえた修正																																																

原子力災害対策編 新旧対照表

頁	現行（令和2年6月修正）	修正（令和3年7月修正）	備考
	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
	第4節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	第4節 市民等に対する屋内退避、避難指示	
3-3-3	2 避難勧告・指示 市長は、必要に応じて避難 勧告 ・指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難 勧告 ・指示を速やかに実施する。	2 避難指示 市長は、必要に応じて避難指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等
	第4章 市外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 市外の原子力発電所等における異常時対策	
	第4節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	第4節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	
3-4-3	2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の 勧告又は 指示の措置を講ずる。 (略) ウ 退避・避難のための立ち退きの 勧告又は 指示を行った場合は、警察署等と協力し、市民の退避・避難状況を的確に把握する。	2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。 (略) ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察署等と協力し、市民の退避・避難状況を的確に把握する。	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等